

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年10月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局管理規程第4号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

第37条第1項第2号中「及びカード発売報奨金」を削る。

第81条中「毎月末日」を「毎年9月末日及び3月末日」に改める。

第84条第2号中「電気供給施設利用権，」の右に「電気通信施設利用権，」を加える。

第94条第2号イ中(エ)を(オ)とし，(ウ)の次に次のように加える。

(イ) 電気通信施設利用権 電気課長

附 則

この規程は，平成24年10月1日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)